

広島県開発登録簿調書

登録番号

⑩

当 初 許 可	開 発 許 可	番 号	指令広土建 第 5 号		
		年 月 日	昭和 49 年 7 月 13 日		
	開 発 許 可 を 受 け た 者	住 所	広島市欲屋町1丁目2-23		
		氏 名	広電観光(株) 代表取締役 池本道男		
	工 事 施 行 者	住 所	広島市皆実町4丁目19-12		
		氏 名	三幸建設(株) 平尾一夫		
	許可に基づく地位の承継	承継または 受 理	番 号		
			年 月 日	昭和 年 月 日	
		承継した者	住 所		
			氏 名		
		工事施行者	住 所	広島市十日市町2丁目1-9	
			氏 名	山陽工業(株) 取締役社長 紫田 久範	
	承 継 の 原 因 等				
	開 発 行 為 の 概 要	開発区域に含まれる 地域の名称および地番		大利 206-10, 206-12, 209-12 安古市町大字上安字萩原 634, 635-1, 635-2	
		開 発 面 積		23.50 ⁵⁰	
予 定 建 築 物 の 用 途		住 宅			
宅地区画および戸数		10			
区域および 地 域 等		区 域	市街化区域 ・ 市街化調整区域		
		地域・地区	宅地造成工事規制区域		
法第41条第1項の 制 限 の 内 容		・ 建ぺい率 ・ 容 積 率 ・ 高さの限度 ・ 壁面の位置 (別紙土地利用計画図のとおり)			
予 定 工 期	着 手	昭和 50 年 6 月 6 日			
	完 了	昭和 50 年 6 月 13 日			
工 事 完 了	検 査	9/9 昭和 50 年 6 月 28 日			
	公 告	昭和 50 年 7 月 15 日			

番 号	年 月 日	内 容
変 更 許 可		
備 考		